

女性のための ワーキングガイド

～働くときに気になる知識～

「そろそろ働きたい」と思ったときに

- ★ 働き始めるにはどんなことを考えればいいのか
- ★ 仕事探しはなにから始めたらいいか
- ★ どうやって仕事を探したらいいか
など、いろいろな疑問がわいてくるものですね。



女性が仕事を始めるときに必要な知識を、このページにまとめてみました。

目次

はじめに	2頁
働くときの条件	3頁
働くときの保険と扶養について	5頁
お給料と手取り額	7頁
年金ワンポイント	9頁
有給休暇は取得できるの?	10頁
育児休業、介護休業はどんな制度?	11頁
離職した場合	13頁
相談窓口	15頁

作成：平成24年4月（平成25年3月 修正）

恵庭市総務部総務課 恵庭市京町1番地

0123(33)3131（内線 2211）

監修：厚生労働省 北海道労働局

カット：柏野恵里子（恵庭市男女共同参画推進員）

はじめに

1. まずは、働く条件を考えましょう

例えば…

- (1) 家計のためにしっかりと働きたい
- (2) 育児・介護をしながら働きたい

仕事先を考えると

- (1) 仕事の内容を優先したい
- (2) お給料を優先したい
- (3) 時間を優先したい

など

2. どんな仕事の求人があるのか探しましょう

ハローワークをご利用ください

ハローワークは国が運営する地域の総合的雇用サービス機関であり、無料で利用できる最も身近な相談窓口です。

ハローワークでは様々な職種、様々な就労（雇用）形態の求人が公開されており、希望する企業への紹介状を発行してくれます。

また窓口での職業相談や職業紹介、公的職業訓練制度も紹介しています。

子育て中の女性のために、施設内に「マザーズコーナー」が設置されているハローワークがあります。キッズコーナーがあり、お子様連れで仕事を探すことができます。恵庭市の近隣では「ハローワーク千歳」内に「マザーズコーナー」がありますので詳細は15頁をごらんください。



働くときの条件

働くということは、使用者と労働の契約を結ぶということです。
後でトラブルにならないよう、書面で確認するようにしましょう。

労働条件を確認しましょう！

- ・ どのような仕事内容なのか？
- ・ 賃金はいくらか？
- ・ 労働時間は？
- ・ 労働の場所は？
- ・ 労働期間が決められているか？

特に派遣など「有期労働契約」（1年契約など期間が定められている契約）の場合は、契約更新についてのトラブルが増えていますので、更新条件などを確認しましょう。

書面で明らかにしなければならない労働条件

（労働基準法 15条）

- (1) 労働契約の期間
- (2) 仕事をする場所、仕事の内容
- (3) 労働時間に関すること
*仕事の始めと終わりの時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションがある場合など
- (4) 賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の締切りと支払いの時期
- (5) 退職に関すること（解雇の事由を含みます）



賃金について

賃金とは、会社が労働者へ労働の対価として支払うものです。
賃金の支払い方は、『賃金支払いの5原則』として、次のとおり決められています。

賃金支払いの5原則

(労働基準法 第24条)

- ① 賃金は通貨で支払わなければならない
- ② 賃金は直接労働者本人に支払わなければならない
- ③ 賃金は全額支払わなければならない
- ④ 賃金は毎月1回以上支払わなければならない
- ⑤ 賃金は一定の期日を定めて支払わなければならない

最低賃金について

現在の北海道の地域別最低賃金は、時給 719 円です (最低賃金法)
(平成24年10月18日より)

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなくてはならない賃金額の最低額であり、原則として、正職員、パート、アルバイトなどの働き方にかかわらず、また、性別や国籍の区別なく、すべての労働者に適用されます。

しかし次の労働者については会社が都道府県労働局長の許可を得ることで、最低賃金額以下の賃金で雇用できる特例が認められています。

- ① 精神または身体の障がいにより著しく労働能力の低い方
- ② 試の使用期間中の方
- ③ 認定職業訓練を受ける方 など

働くときの保険と扶養について

「社会保険」と「労働保険」（民間会社に就職した場合）

これらの保険は、病気、ケガ、死亡、体の障がい、失業、労働災害などが発生した場合や、高齢になった際に保険給付を行い、生活を保障する制度です。

「社会保険」や「労働保険」の加入については条件が決まっています。

働き方（パート、正社員など）や雇用される人の希望によって加入が決まるものではありません。

概要を次にまとめます。

		内 容	対象者	保険料
社会 保 険	健康保険	加入すると保険証が発行され、病院にかかるときは3割負担で治療が受けられます。被保険者が病気やけが、出産などで会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合には傷病手当金や出産手当金などが支給されます。	労働時間、労働日数ともに一般労働者（正社員）のおおむね4分の3以上になる方（契約期間が2か月以内の労働者は除く）	事業主と労働者が半分ずつ負担
	厚生年金保険	加入すると被保険者の老齢、障がいまたは死亡に対して年金の給付が行われます。		
労 働 保 険	雇用保険	離職した場合に受給資格を満たしたうえで、失業状態（*）と認められる場合に給付を受けることができます。	週20時間以上の労働時間で、その事業所に31日以上雇用見込みがある方（65歳以後、新たに雇用される方を除く）	事業主と労働者ともに負担（事業主の方が高い）
	労働者災害補償保険（労災）	工作中や通勤途中で事故に遭った場合に、原則自己負担がなく治療が受けられます。	すべての労働者に適用されます（農林水産業で一定の規模に満たない事業場を除きます）	事業主が全額負担

* この場合の失業状態とは、積極的に就職しようとする意志と、いつでも就職できる能力があり、就職活動を行っている状態をいいます

「扶養の範囲内」ってどういうこと？

「扶養」とは養うこと、生活の面倒をみることをいい、扶養家族となると税制上の控除と社会保険の給付を受けることができます。

扶養家族になるためには条件があり、夫婦が生計を一つにしているなどの要件のほか、扶養を受ける人が1年間にどのくらいの収入を得るかによって変わります。

妻が働いていても、年収によっては夫の扶養の範囲となり、夫の所得税や住民税が安くなり、社会保険は妻の自己負担なく加入となります。ただし、5頁の加入条件に該当する場合は自己負担で加入になります。

健康保険が被扶養者の給付となる場合は、病気や怪我などの療養や出産のために会社を休む場合には給付が受けられず、年金は国民年金しか給付されないなど、被保険者との給付の内容が異なります。

税金と社会保険では扶養家族になる収入の金額が異なりますので、下記の表で確認しましょう。

あなたの 年収	あなた自身 税金がかかるのか	あなたの夫が 控除を受けられるのか		社会保険の扶養に なるのか（注）
	所得税	配偶者控除 （*1）	配偶者特別控除 （*1）	
103万円以下	かかりません	控除あります		扶養になります
103万円超 130万円未満	かかります		控除あります	扶養になります
130万円	かかります		控除あります	扶養になりません
130万円超 141万円未満	かかります		控除あります	扶養になりません
141万円以上	かかります		控除ありません	扶養になりません

（注）5頁の社会保険の対象条件に該当する場合は収入額にかかわらず「本人」として加入となり、扶養にはなりません。

社会保険の扶養になるためには、年収が130万円未満でかつ、被保険者（夫）の年収の1/2未満であることが、原則として必要です。




*1 配偶者控除と配偶者特別控除について

配偶者特別控除とは、妻が103万円を超える給与収入を得た場合でも、その収入が増えるにしたがって夫の配偶者特別控除額が自動的に減少する制度です。

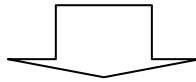
会社から支給される「扶養手当」は税法とは別になりますので、会社にお問合せください。

¥ お給料と手取り額 ¥

正社員が週40時間勤務の会社で働く、3人の奥さんの1年間のお給料と手取り額をみてみましょう。

	A子さん 	B子さん 	C子さん 
時給	800円（交通費なし）		
労働時間	1日6時間・ 週5日勤務 （週30時間）	1日5時間半・ 週5日勤務 （週27.5時間）	1日4時間・ 週4日勤務 （週16時間）
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険は、正社員の労働時間 週40時間×3/4＝30時間以上、2か月を越えて雇用見込で加入。 ・ 雇用保険は、週20時間以上の労働時間で、その事業所に31日以上雇用見込みがある場合加入。 		

1ヶ月4週間で計算すると



年収	1,152,000円	1,056,000円	614,400円
健康保険料*	59,508円	0円	0円
厚生年金*	98,592円	0円	0円
雇用保険料*	5,760円	5,280円	0円
所得税	0円 *2	1,000円	0円
住民税 *3	4,300円	8,500円	0円
手取り額	983,840円	1,041,220円	614,400円
夫の収入からの所得税の配偶者または配偶者特別控除額	260,000円	360,000円	380,000円

* 年間保険料：年齢を40歳未満とし月額保険料を12でかけたものとして計算しています。
健康保険料 月4,959円、雇用保険料 0.5%は平成25年4月1日現在
厚生年金保険料 月8,216円は平成24年9月1日現在

*2 年収103万円を超えていますが、社会保険料控除により0円になります。

*3 住民税は、昨年も同じ年収で同じ社会保険料控除として計算しています。

★1日6時間働くA子さんのポイント

- ・社会保険と雇用保険に自分で加入するので、厚い保障が受けられます。
- ・病気やけが、出産で働くことができない場合でも傷病手当金や出産手当金が給付されます。
- ・高齢になった場合には国民年金に加えて厚生年金保険が給付されます。
- ・失業した場合には条件を満たせば失業給付が受けられます。

★1日5時間半働くB子さんのポイント

- ・社会保険は、加入対象になりませんので（夫の扶養家族として加入）、保険料の控除はされませんが、保障は薄くなります。
- ・病気やけが、出産で働くことができません、給与が支払われない場合の保障はありません。
- ・厚生年金を受給できないため、国民年金のみの受給になります。
- ・雇用保険に加入するので、条件を満たせば失業等給付が受けられます。

★1日4時間働くC子さんのポイント

- ・税金もかからず、社会保険も雇用保険も加入対象になりません。
- ・社会保険は、加入対象になりませんので（夫の扶養家族として加入）、保険料の控除はされませんが、保障は薄くなります。
- ・病気やけが、出産で働くことができません、給与が支払われない場合の保障はありません。
- ・厚生年金を受給できないため、国民年金のみの受給になります。
- ・雇用保険に加入しないので、失業した際の給付も受けられません。

夫の給料に配偶者にたいする家族手当がある場合は、あなたの年収によって手当ての額が変わることがあります。

どのような条件なのか、しっかり確認しましょう。



年金ワンポイント

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、基礎年金として国民年金の加入が義務となっています。民間企業で働く人や公務員は、国民年金に加え、厚生年金（共済年金）に加入し、将来国民年金に上乗せされた厚生年金（共済年金）を受け取ることができます。

上乗せ年金 (2階)	厚生年金	共済年金
基礎年金 (1階)	国民年金	

国民年金について

国民年金の被保険者の種別は職業や就労形態などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号被保険者	学生や自営業者、無職の方等	お住まいの市町村年金係へ届出	ご自身で納付
第2号被保険者	会社員や公務員等	勤務先へ届出	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先へ届出	なし(配偶者が加入する制度が負担)

結婚や就職、転職、退職などで加入するグループが変わったときは、手続きをすることが必要です。(種別変更の手続き)

現在、第3号被保険者の方は、配偶者が会社を退職した場合は、第1号被保険者となりますので、お住まいの市町村年金係で手続きが必要となります。

退職するときは、要注意！

会社を退職すると、国民年金の加入するグループが変わる場合があります。

失業して失業等給付（基本手当）を受給する場合、日額3,612円以上であれば、会社員や公務員等の夫の扶養（第3号被保険者）にはなれません。

その期間は第1号被保険者となり、国民年金を自分で納付する必要があります。

有給休暇は取得できるの？

有給休暇は、正社員、パート、アルバイトなどの働き方にかかわらず、2つの条件を満たすと取得できます。有給休暇は、労働者の権利で、会社が認めるものではありません。

有給休暇取得の条件（労働基準法 第39条）

- (1) 採用された後、6か月以上継続して勤務したこと
- (2) 全労働日の8割以上出勤したこと

★ 有給休暇は、勤続年数が増えるほど、年次有給休暇日数も増えます。

【年次有給休暇の付与日数（一般の労働者）】

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

【年次有給休暇の付与日数（週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者）】

週所定 労働日 数	年間所定労働 日数	勤続年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

育児休業、介護休業はどんな制度？

産前・産後休業の制度について（労働基準法第65条）

出産を予定している女性労働者は、産前6週間、休業することができます。

使用者（事業主）は、産後8週間は、就業させてはいけません（ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます）。

その他、妊婦健診の時間を確保したり、育児時間を取得できるなどの規定もあります。



育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇について （「育児・休業法」〔育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律〕）

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇は、該当する子、要介護者がいる場合は、正社員、パート、契約社員にかかわらず、取得することができます。

育児・介護休業、介護休暇期間中の賃金は、有給であったり無給であったりと会社によって異なります。就業規則等で確認しましょう。

ポイントを次にまとめました。その他、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/>

育児休業について

原則として1歳未満の子を養育する男女労働者であれば、子の1歳の誕生日の前日まで、育児休業をすることができます。

1. 育児休業の特例～パパ・ママ育休プラス～

両親がともに育児休業をする場合は、原則1歳までから1歳2ヶ月までに延長できます〔ただし、育児休業の期間（女性の場合は産後休業と育児休業を合計した期間）は1年間が限度です。〕。

2. 1歳6か月までの育児休業の延長

子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を延長することができます。



取得できる条件

○ 日々雇い入れられる以外の労働者であること。ただし、勤続年数1年未満の従業員など、一

定の従業員については、労使協定がある場合には、対象になりません。

- 期間を定めて雇用される場合、以下のいずれにも該当することが必要です。
 - (1) 同一の事業主に1年以上雇用されていること
 - (2) 子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
 - (3) 子の2歳の誕生日の前々日までに雇用期間が満了し、契約が終了することが明らかでないこと。
- 他に、一定の条件を満たせば、「短時間勤務制度」「所定外労働の免除」「子の看護休暇」の制度を利用できます。

介護休業について

育児・介護休業法は、要介護状態にある家族を介護するための介護休業制度を設けています。原則として要介護状態の家族を介護する全ての男女労働者は申し出ることにより、対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、最長で通算93日間取得することができます。

取得できる条件

- 日々雇い入れられる以外の労働者であること。ただし、勤続年数1年未満の従業員など、一定の従業員については、労使協定がある場合には、対象になりません。
- 期間雇用者の場合、申出時点において以下のいずれにも該当することが必要となります。
 - (1) 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
 - (2) 休業開始日から93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。(3) 93日経過した日の1年後までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

介護休暇について

要介護状態の対象家族を介護その他の世話をする男女労働者は、申し出ることにより、介護休暇を取得することができます。

介護休暇は、要介護状態の家族が1人の場合は年5日、要介護状態の家族が2人の場合は年10日取得することができます。

取得できる条件

- 日々雇い入れられる以外の労働者であること。ただし、勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には、対象にならないことがあります。



離職した場合

雇用保険に加入している方が離職することになったら、要件に該当した場合、失業等給付（基本手当）が受けられます。

★ 手続きはハローワークで

基本手当を受けられる有効期間（受給期間）は、離職した日の翌日から1年間で、この期間内の失業している日について所定給付日数を限度に支給されます。

1日当たりの支給額は、原則として離職した日の直前の6か月に支払われた賃金（賞与は除く）の合計を180で割った金額のおよそ50～80%（60～64歳については45～80%）となっており、限度額も定められています。

「基本手当」とは
雇用保険の被保険者が、定年、倒産、契約期間の満了等により離職したときに、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。

★ 受給内容は、離職の理由が会社都合か自己都合かによって変わります

基本手当の受給は、離職の理由、離職したときの年齢、雇用保険の被保険者であった期間により内容が変わります。

離職理由	自己都合による離職	期間満了による離職	会社都合による離職
基本手当	（転職したいなど）や懲戒解雇	（最初から雇用期間の更新無しが明示されている場合）など	（倒産や経営難による解雇、希望に反して契約更新がなかった場合）など
受給のための要件	離職の日以前2年間に雇用保険の被保険者期間が通算12ヶ月以上あること		または離職の日以前1年間に雇用保険の被保険者期間が通算6か月以上あること
支給開始時期	待期期間（7日間） + 3カ月の給付制限後支給開始	待期期間（7日間）満了後、支給開始	
給付日数	一般の受給資格者の所定給付日数（表1）		特定受給資格者の所定給付日数（表2）

表1、表2について次ページをごらんください。

表1 一般の受給資格者の所定給付日数

被保険者であった期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

表2 特定受給資格者の所定給付日数

被保険者であった期間 年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		240日	270日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

仕事をやめさせられる（解雇）について

使用者からの申出による一方的な労働契約の終了を解雇といいますが、解雇は、労働者の生活に多大な影響を与えるため、法律でさまざまな制限があります。

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、労働者をやめさせることはできません（労働契約法第16条）。社会の常識に照らして納得できる理由が必要とされており、妊娠、出産を理由としての解雇も禁止されています（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）。

会社が労働者を解雇するときには少なくとも30日前に解雇の予告をするか、30日分以上の平均賃金を解雇予告手当として支払わなければならないと定められています。

相談窓口

このページで掲載している内容は、あくまで一般的なものです。個別の事例など詳しくは下記の間合せ先にご相談ください。

恵庭市にお住まいのかたの相談先を掲載しています。
必要な書類等をお電話で確認してからお越しください。

求職・就業についての相談

ジョブガイド恵庭

TEL：0123(35)3100

住所：恵庭市京町 56-1 MY 恵庭ビル 3 階
(月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く)

ハローワーク千歳マザーズコーナー (求職する女性・母親対象)

TEL：0123(24)2177 住所：千歳市東雲町4丁目2-6
(月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始除く)

雇用保険についての相談

ハローワーク千歳

TEL：0123(24)2177 住所：千歳市東雲町4丁目2-6
(月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始除く)

所得税についての相談

札幌南税務署

【平成 25 年 11 月末まで仮庁舎 (予定)】

TEL：011(555)3900

住所：札幌市中央区南 7 条西 1 丁目 21 番地 1 第 3 弘安ビル
(月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く)

【平成 25 年 12 月より (予定)】

TEL：011(853)1011

住所：札幌市豊平区月寒東 1 条 5 丁目 3-4
(月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く)

住民税についての相談

恵庭市役所総務部税務課

TEL：0123(33)3131 内線 1414

住所：恵庭市京町 1 番地

(月～金 8:45～17:15 祝日・年末年始除く)

職場での問題についての相談

■労働問題全般について

札幌総合労働相談コーナー（北海道労働局）

TEL：011(223)8712

住所：札幌市中央区北3条西3丁目 1-47 NORTH3・3ビル 4階

(月～金 9:30～17:00 祝日・年末年始除く)

北海道労働局 総合労働相談コーナー

TEL：011(709)2311 (内線 3576)

住所：札幌市北区北8条西2丁目 1-1 第一合同庁舎

(月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始除く)

■賃金・労働時間などの労働条件、労働災害について

労働基準監督署

TEL：011(894)1120

住所：札幌市厚別区厚別中央2条1丁目 2-5

(月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始除く)

■職場での男女差別、セクハラ、育児・介護休業、パートタイム労働について

北海道労働局 雇用均等室

TEL：011(709)2715

住所：札幌市北区北8条西2丁目 1-1 第一合同庁舎

(月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始除く)

厚生年金・国民年金に関する相談

ねんきんダイヤル

TEL：ナビダイヤル 0570-05-1165

IP電話・PHS 03(6700)1165

新さっぽろ年金事務所

TEL：国民年金課 011(892)9316

住所：札幌市厚別区厚別中央2条6丁目 4-30

(月のみ 8:30～19:00 火～金 8:30～17:15 祝日・年末年始除く)